

文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の
 一部を改正する条例案の主な内容

1 文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例について

(1) 改正理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年9月文京区条例第26号）において、栄養士の配置等を求めている部分に変更があったため、規定の整備を行う。

(2) 新旧対照表

改正案	現行
第一条から第十五条まで（略） （食事の提供の特例） 第十六条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第一項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。	第一条から第十五条まで（略） （食事の提供の特例） 第十六条 次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第一項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

第一号（略）

二 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村（特別区を含む。第二十一条第二項において同じ。）等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。

第十六条第一項第三号から第四十九条まで（略）

付 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

第一号（略）

二 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村（特別区を含む。第二十一条第二項において同じ。）等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

第十六条第一項第三号から第四十九条まで（略）

2 文京区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例について

(1) 改正理由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）の一部改正に伴い、文京区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例（令和6年12月文京区条例第37号）において、栄養士の配置等を求めている部分に変更があったため、規定の整備を行う。

(2) 新旧対照表

改正案	現行
<p>第一条から第五条まで（略） （従業者の員数）</p> <p>第六条（略）</p> <p>第七条 指定児童発達支援事業者が、指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、四十人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては第三号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第四号の調理員を置かないことができる。</p> <p>第一号から第二号まで（略）</p> <p>三 <u>栄養士又は管理栄養士</u> 一以上</p> <p>第一項第四号から第六項まで（略）</p> <p>7 第一項（第一号を除く。）、第二項及び第四項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただ</p>	<p>第一条から第五条まで（略） （従業者の員数）</p> <p>第六条（略）</p> <p>第七条 指定児童発達支援事業者が、指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、四十人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては第三号の<u>栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第四号の調理員を置かないことができる。</p> <p>第一号から第二号まで（略）</p> <p>三 <u>栄養士</u> 一以上</p> <p>第一項第四号から第六項まで（略）</p> <p>7 第一項（第一号を除く。）、第二項及び第四項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただ</p>

<p>し、障害児の支援に支障がない場合は、<u>第一項第三号の栄養士又は管理栄養士</u>及び同項第四号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。</p> <p>第七条第八項から第九十九条まで (略)</p> <p>付 則 この条例は、令和七年四月一日から施行する。</p>	<p>し、障害児の支援に支障がない場合は、<u>第一項第三号の栄養士及び同項第四号の調理員</u>については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。</p> <p>第七条第八項から第九十九条まで (略)</p>
---	---

3 文京区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例について

(1) 改正理由

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）の一部改正に伴い、文京区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例（令和6年12月文京区条例第38号）において、栄養士の配置等を求めている部分に変更があったため、規定の整備を行う。

(2) 新旧対照表

改正案	現行
<p>第一条から第四条まで（略） （従業者の員数）</p> <p>第五条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、四十人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては第四号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては第五号の調理員を置かないことができる。</p> <p>第一号から第三号まで（略）</p> <p>四 <u>栄養士又は管理栄養士</u> 一以上</p> <p>第一項第五号から第三項まで（略）</p> <p>4 第一項各号（第一号を除く。）及び第二項に規定する従業者は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第一項第四号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>及び同項第五号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。</p> <p>第六条から第六十二条まで（略）</p>	<p>第一条から第四条まで（略） （従業者の員数）</p> <p>第五条 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、四十人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては第四号の<u>栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては第五号の調理員を置かないことができる。</p> <p>第一号から第三号まで（略）</p> <p>四 <u>栄養士</u> 一以上</p> <p>第一項第五号から第三項まで（略）</p> <p>4 第一項各号（第一号を除く。）及び第二項に規定する従業者は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第一項第四号の<u>栄養士</u>及び同項第五号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。</p> <p>第六条から第六十二条まで（略）</p>

<p>付 則 この条例は、令和七年四月一日から施行する。</p>	
--------------------------------------	--

4 文京区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例について

(1) 改正理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の一部改正に伴い、文京区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和6年12月文京区条例第42号）において、栄養士の配置等を求めている部分に変更があったため、規定の整備を行う。

(2) 新旧対照表

改正案	現行
<p>第一条から第三十条まで（略） （職員）</p> <p>第三十一条 乳児院（乳幼児十人未満を入所させる乳児院を除く。）には、小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、<u>栄養士又は管理栄養士</u>及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>第三十一条第二項から第四十八条まで（略） （保育所の設備の基準の特例）</p> <p>第四十九条 次に掲げる要件を満たす保育所は、第十八条第一項の規定にかかわらず、当該保育所の満三歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。</p> <p>第一号（略）</p> <p>二 当該保育所又は他の施設、保</p>	<p>第一条から第三十条まで（略） （職員）</p> <p>第三十一条 乳児院（乳幼児十人未満を入所させる乳児院を除く。）には、小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、<u>栄養士</u>及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>第三十一条第二項から第四十八条まで（略） （保育所の設備の基準の特例）</p> <p>第四十九条 次に掲げる要件を満たす保育所は、第十八条第一項の規定にかかわらず、当該保育所の満三歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。</p> <p>第一号（略）</p> <p>二 当該保育所又は他の施設、保</p>

健所、区市町村等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。

第四十九条第三号から第五十九条まで（略）

（職員）

第六十条 児童養護施設には、児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士又は管理栄養士及び調理員並びに乳児が入所している施設にあつては看護師を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

第六十条第二項から第六十九条まで（略）

（職員）

第七十条 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。次項及び第三項において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士又は管理栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者（障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるものをいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置

健所、区市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

第四十九条第三号から第五十九条まで（略）

（職員）

第六十条 児童養護施設には、児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員並びに乳児が入所している施設にあつては看護師を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

第六十条第二項から第六十九条まで（略）

（職員）

第七十条 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童（以下「自閉症児」という。）を除く。次項及び第三項において同じ。）を入所させる福祉型障害児入所施設には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者（障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるものをいう。以下同じ。）を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

かないことができる。

第二項から第三項まで（略）

4 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には、第一項に規定する職員並びに医師及び看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この条及び第八十四条において同じ。）を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあっては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

第五項から第十一項まで（略）

12 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、第一項に規定する職員及び看護職員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあっては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

第七十条第十三項から第八十三条まで（略）

（職員）

第八十四条 児童発達支援センターには、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士又は管理栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他こども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同

第二項から第三項まで（略）

4 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設には、第一項に規定する職員並びに医師及び看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下この条及び第八十四条において同じ。）を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

第五項から第十一項まで（略）

12 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設には、第一項に規定する職員及び看護職員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

第七十条第十三項から第八十三条まで（略）

（職員）

第八十四条 児童発達支援センターには、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他こども家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的

じ。)を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

一 児童四十人以下を通わせる施設 栄養士又は管理栄養士

第八十四条第一項第二号から第八十八条まで（略）

（職員）

第八十九条 児童心理治療施設には、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

第八十九条第二項から第九十六条まで（略）

（職員）

第九十七条 児童自立支援施設には、児童自立支援専門員（児童自立支援施設において児童の自立支援を行う者をいう。以下同じ。）、児童生活支援員（児童自立支援施設において児童の生活支援を行う者をいう。以下同じ。）、嘱託医及び精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士又は管理栄養士並びに調理員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあっては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないこ

に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

一 児童四十人以下を通わせる施設 栄養士

第八十四条第一項第二号から第八十八条まで（略）

（職員）

第八十九条 児童心理治療施設には、医師、心理療法担当職員、児童指導員、保育士、看護師、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

第八十九条第二項から第九十六条まで（略）

（職員）

第九十七条 児童自立支援施設には、児童自立支援専門員（児童自立支援施設において児童の自立支援を行う者をいう。以下同じ。）、児童生活支援員（児童自立支援施設において児童の生活支援を行う者をいう。以下同じ。）、嘱託医及び精神科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士並びに調理員を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

<p>とができる。 第九十七条第二項から第一百六条まで（略）</p> <p>付 則 この条例は、令和七年四月一日から施行する。</p>	<p>第九十七条第二項から第一百六条まで（略）</p>
---	-----------------------------

5 文京区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例について

(1) 改正理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の一部改正に伴い、当該基準を準用している文京区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（令和6年12月文京区条例第43号）において、栄養士の配置等を求めている部分に変更があったため、規定の整備を行う。

(2) 新旧対照表

改正案	現行
<p>第一条から第十二条まで（略） （幼保連携型認定こども園の設備の基準の特例）</p> <p>第十三条 次に掲げる要件を満たす幼保連携型認定こども園は、第十六条第一項の規定にかかわらず、当該幼保連携型認定こども園の満三歳以上の園児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園外で調理し搬入する方法により行うことができる。</p> <p>第一号（略）</p> <p>二 当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、区市町村等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。</p> <p>第十三条第三号から第二十七条まで（略）</p> <p>付 則 この条例は、令和七年四月一日から施行する。</p>	<p>第一条から第十二条まで（略） （幼保連携型認定こども園の設備の基準の特例）</p> <p>第十三条 次に掲げる要件を満たす幼保連携型認定こども園は、第十六条第一項の規定にかかわらず、当該幼保連携型認定こども園の満三歳以上の園児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園外で調理し搬入する方法により行うことができる。</p> <p>第一号（略）</p> <p>二 当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、区市町村等の<u>栄養士</u>により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、<u>栄養士</u>による必要な配慮が行われること。</p> <p>第十三条第三号から第二十七条まで（略）</p>

6 文京区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例について

(1) 改正理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号）の一部改正に伴い、文京区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例（令和6年12月文京区条例第44号）において、栄養士の配置等を求めている部分に変更があったため、規定の整備を行う。

(2) 新旧対照表

改正案	現行
<p>第一条から第七条まで（略） （食事）</p> <p>第八条 第一項から第四項まで（略）</p> <p>5 第一項の規定にかかわらず、次に掲げる基準を満たす認定こども園は、当該認定こども園の満三歳以上の子どもに対する食事を当該認定こども園外で調理し、搬入する方法により提供することができる。</p> <p>第一号（略）</p> <p>二 当該認定こども園又は他の施設、保健所、区市町村等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>から、献立等について、栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>による必要な配慮が行われること。</p> <p>第八条第三号から第二十一条まで（略）</p> <p>付 則 この条例は、令和七年四月一日から施行する。</p>	<p>第一条から第七条まで（略） （食事）</p> <p>第八条 第一項から第四項まで（略）</p> <p>5 第一項の規定にかかわらず、次に掲げる基準を満たす認定こども園は、当該認定こども園の満三歳以上の子どもに対する食事を当該認定こども園外で調理し、搬入する方法により提供することができる。</p> <p>第一号（略）</p> <p>二 当該認定こども園又は他の施設、保健所、区市町村等の<u>栄養士</u>から、献立等について、栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等の<u>栄養士</u>による必要な配慮が行われること。</p> <p>第八条第三号から第二十一条まで（略）</p>

7 文京区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例について

(1) 改正理由

一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和6年内閣府令第27号）の一部改正に伴い、文京区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和6年12月文京区条例第46号）において、栄養士の配置等を求めている部分に変更があったため、規定の整備を行う。

(2) 新旧対照表

改正案	現行
<p>第一条から第十八条まで（略） （職員）</p> <p>第十九条 一時保護施設には、児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。次項及び第二十二条において同じ。）、嘱託医、看護師、保育士、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、<u>栄養士又は管理栄養士及び調理員</u>を置かなければならない。ただし、児童十人以下を入所させる一時保護施設にあっては個別対応職員を、学習指導を委託する一時保護施設にあっては学習指導員を、児童四十人以下を入所させる一時保護施設にあっては<u>栄養士又は管理栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。</p> <p>第十九条第二項から第三十六条まで（略）</p> <p>付 則 この条例は、令和七年四月一日から施行する。</p>	<p>第一条から第十八条まで（略） （職員）</p> <p>第十九条 一時保護施設には、児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。次項及び第二十二条において同じ。）、嘱託医、看護師、保育士、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、<u>栄養士</u>及び調理員を置かなければならない。ただし、児童十人以下を入所させる一時保護施設にあっては個別対応職員を、学習指導を委託する一時保護施設にあっては学習指導員を、児童四十人以下を入所させる一時保護施設にあっては<u>栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。</p> <p>第十九条第二項から第三十六条まで（略）</p>